

名張市総合福祉センターふれあいの見直し・整備方針（案）及び関係条例の  
一部改正について

1. 施設の位置付け

本市は、名張市総合福祉センターふれあい（以下「総合福祉センター」といいます。）において、社会福祉事業の総合的な推進や市民福祉の増進を目的に施設活用を進めてきました。また、名張市老人福祉センター「ふれあい」（以下「老人福祉センター」といいます。）は、老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として、高齢者の心身の健康と生きがいの増進、介護予防等の場として提供しています。

その一方で、社会情勢や地域のニーズ等を踏まえ、時代に合ったサービスを提供していくことが求められており、本年8月には今後の総合福祉センター及び老人福祉センターの在り方についてお示ししたところです。

今回の見直しにおいては、これまで総合福祉センター及び老人福祉センターの両施設が担ってきた役割や取組等を継承するとともに、子どもから高齢者までの市民のふれあいの場として、総合福祉センターを新たな交流の拠点に位置付けます。

2. 総合福祉センターと老人福祉センターの統合・一元化

多世代の地域交流や共生型施設としての活用に向けた条例整備を行い、令和7年4月に老人福祉センターを総合福祉センターに統合・一元化します。

なお、令和7年度は、令和8年度に供用開始予定のユースプレイスの設置に係る施設改修等を行うための移行期間となるため、利用時間や利用対象者、利用料等については現行の形態を維持することを基本とします。令和8年度以降の利用形態等については、施設整備の状況等を勘案しながら、継続して検討を進めます。

3. 総合福祉センターにおいて実施する事業

統合・一元化後の総合福祉センターにおいて実施する事業は、主に次のとおりです。

(1) 施設の利用に関する事業

ア. 会議室や設備・備品等の供用・管理運営

(2) 地域福祉の増進に関する事業

ア. 総合的な福祉サービスの提供（在宅福祉・地域福祉関係機関の連携等）

イ. ボランティア団体や地域福祉活動団体等の活動拠点

- ウ. 地域コミュニティ活動や社会福祉活動の増進
- (3) 高齢者の生きがいがづくり及び介護予防に関する事業
  - ア. 生きがいがづくり支援事業（生きがい活動、趣味活動等）
  - イ. 健康づくり・介護予防の取組に関する事業  
 （福祉バスについては、各地域における居場所の整備や介護予防等の取組の進展、利用者の減少及び費用対効果の観点から、令和6年度末で運行を廃止します。）
- (4) 子ども・若者の居場所づくり及び健全育成に関する事業
  - ア. 子ども・若者の居場所としてのユースプレイスの設置・運営
  - イ. 様々な家庭環境に置かれた子どもの清潔の保持、食事の提供
  - ウ. 子ども相談員等の配置による相談支援機能
  - エ. 子ども・若者を中心としたユースカウンスル（互いに学び合い、検討、協議、情報発信等をする子ども・若者だけの会議）等の活動の醸成
- (5) 地域住民の世代間交流事業
  - ア. 子ども・若者や高齢者など多世代の交流の場や機会の提供
  - イ. 交流や活動を通じた地域の新たなつながりの創出

#### 4. 施設整備の概要

1・2階については、現状どおりの貸館利用等を継続するとともに、3階に新たにユースプレイスを設置し、従来の高齢者の生きがいがづくりや介護予防の取組に加えて、地域交流・つながりづくりの機会創出につなげます。

統合・一元化後に設置する主な施設及びユースプレイスの概要は次のとおりです。

##### (1) 設置する主な施設

階	主な施設	
1 ・ 2 階	【会議室、ふれあいホール、展示ホール、おもちゃ図書館、ボランティアルーム】	→ 現状どおり活用 (貸館利用等を継続)
3 階	【生きがい交流スペース（視聴覚室・茶室・教養娯楽室・調理実習室・健康指導室・運動機能訓練室など）・ユースプレイス】	→ ユースプレイスの設置と、高齢者の生きがい・健康づくりや多世代交流活動等を実施

##### (2) ユースプレイス

###### ア. ユースプレイスについて

放課後や休日等に子どもや若者が気軽に集い、家や学校、職場以外の安心して過

ごすことができる「居場所」としての機能や、様々な悩みや困りごと等への相談支援、また、市の施策に対する子どもの意見の吸い上げ、子どもを中心としたユースカウンシル等の活動の醸成の場として設置します。

イ. 主な活動スペース

3階の一部を改修し、オープンスペースを生かした居場所づくりや交流の場づくりを進めます。

なお、現在検討している活動スペースの配置は、事務スペース、相談スペース、談話スペース、学習スペース、シャワールーム及び調理室等を想定しています。

ウ. 施設改修等

施設の改修に当たっては令和7年度にユースプレイスの設置等に必要な改修工事を行うこととし、財源は民間団体の助成金の活用等を進めます。

5. 施設の管理・運営について

施設の管理運営については、令和7年度以降も指定管理者による管理運営を継続する方針です。

なお、令和7年度はユースプレイスの設置に係る施設改修等を行うための移行期間とするため、名張市社会福祉協議会による指定管理を1年間延長することとします。

6. 施設整備等に係るスケジュール概要

年度	月	内容
令和6年度	1 1月	整備方針（案）の策定 令和7年度指定管理に係る管理方針の策定
	1 2月	総合福祉センター条例・老人福祉センター条例の改正議案提出 （令和7年4月1日に施設統合・一元化）
	3月	令和7年度の指定管理者の指定議案提出 当初予算
令和7年度	4月以降	センターの統合・一元管理開始（予定） （令和7年度は施設改修等の移行期間）
		ユースプレイスの施設改修等設計・工事
令和8年度	4月	ユースプレイスの供用開始

7. 名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び名張市老人福祉センターの

## 設置及び管理に関する条例の一部改正について

### (1) 改正の背景等

令和8年4月からのユースプレイスの設置や多世代の地域交流、共生型施設としての活用に向けて、総合福祉センターと老人福祉センターとを統合・一元化することに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

### (2) 改正内容

ア. 名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例について、次のとおり改正します。

(ア) 設置の目的及び事業について、高齢者の生きがいづくり、子ども・若者の居場所づくり等の多世代の交流に係る規定を加えます。

(イ) (ア)に係る事業の実施のために設置する生きがい交流スペース（施設3階）に係る規定を整備します。

(ウ) その他所要の改正を行います。

イ. 名張市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例について、次のとおり改正します。

(ア) 題名を一ノ井老人福祉センターの設置及び管理に関する条例に改めます。

(イ) 名張市老人福祉センター「ふれあい」に係る規定を削除します。

### (3) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。